

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定 ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生 ・保安林の指定の予定（2件） ・保安林の指定（2件） ・洪水浸水想定区域の指定 ・河川堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立 ・歳入の収納事務の委託 	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>”</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>林 政 課</p> <p>”</p> <p>河 川 課</p> <p>”</p> <p>学 芸 文 化 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見 ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 ・土地改良区の定款変更の認可 ・落札者等 	<p>経 営 支 援 課</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>建 設 企 画 課</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認 	<p>交 通 企 画 課</p>

告 示

長崎県告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
訪問看護ステーション かけはし	医療法人さざなみ 理 事長 鈴木 治徳	長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿 郷1085	令和2年4月1日	令和8年3月31日
訪問看護ステーション はまゆう	医療法人弘池会 理事 長 池永 健	長崎県南島原市加津佐町戊4450	令和2年4月1日	令和8年3月31日

大村市医師会訪問看護ステーション	一般社団法人大村市医師会 会長 朝長 昭光	長崎県大村市本町458番地2 中心市街地複合ビル3階	令和2年4月1日	令和8年3月31日
訪問看護ステーション「コスモス」	医療法人光善会 理事長 瀬良 敬祐	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2445番地1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
西諫早訪問看護ステーションのんのこ	医療法人祥仁会 理事長 千葉 憲哉	長崎県諫早市貝津町3015番地	令和2年4月1日	令和8年3月31日
そのだ内科クリニック	医療法人 そのだ内科クリニック 理事長 苑田 文成	長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目2番地2	令和2年4月1日	令和8年3月31日
健康堂薬局 えびす店	有限会社 健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県島原市蛭子町2-937	令和2年4月1日	令和8年3月31日
長崎県看護協会訪問看護ステーションいさはや	公益社団法人長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	長崎県諫早市永昌町23番6号	令和2年4月1日	令和8年3月31日
長崎県看護協会訪問看護ステーション福江	公益社団法人長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	長崎県五島市籠淵町2360番地1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
一般社団法人島原市医師会訪問看護ステーションQ	一般社団法人島原市医師会 会長 高尾 雅己	長崎県島原市萩原一丁目1230番地	令和2年4月1日	令和8年3月31日
宮の町薬局	株式会社エスアール企画 代表取締役 榊原 昌宏	長崎県島原市宮の町687	令和2年4月1日	令和8年3月12日
そうごう薬局対馬広域センター店	総合メディカル株式会社 代表取締役 貞久 雅利	長崎県対馬市美津島町鶏知乙520-16	令和2年4月1日	令和8年3月31日
ひろた小児科	広田 哲也	長崎県西彼杵郡長与町高田郷47番地	令和2年4月1日	令和8年3月31日
ひかり訪問看護ステーション	社会医療法人 玄州会 理事長 光武 新人	長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触275番地2	令和2年4月1日	令和8年3月31日
訪問看護ステーションあい	医療法人栄和会 理事長 泉川 卓也	長崎県南島原市深江町丁2663番地2	令和2年4月1日	令和8年3月31日

長崎県告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
訪問看護ステーション あい	長崎県南島原市深江町丁2663番地2	医療法人 栄和会 理事長 泉川 卓也	長崎県南島原市深江町丁2405	介護予防訪問看護	平成30年4月1日

長崎県告示第341号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

加入区

長崎市西部加入区

長崎県告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
五島市玉之浦町荒川字足ノ尻286
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
五島市平蔵町2539の1、2539の3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林の所在場所

南松浦郡新上五島町有川郷字横道2274・2277の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2271、2272の第1、2272の第3、2273の3、2278から2280まで、2281の2、2283の1、2284の1、2284の3、2284の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林の所在場所

五島市岐宿町川原字貝ノ木畑3044（次の図に示す部分に限る。）、3008、3012の1、3012の2、3018、3019、3024の2、3025の3、3025の7、3029、3043、3045、3047の1から3047の5まで、3050、3051、3053、3055、字小川原3294の1・3322の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3283の2、3285、3297、3298の1、3298の2、3299、3301、3302、3309の2、3312の1、3316、3319の1、3319の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字貝ノ木畑3045・3047の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3044、字小川原3297・3298の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3294の1、3301、3322の1

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第346号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川鏡川水系鏡川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課、県北振興局及び田平土木維持管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第347号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課、長崎振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 河川の名称
二級河川時津川水系時津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
時津川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
西彼杵郡時津町浦郷203番3から西彼杵郡時津町浦郷239番まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
住所 西彼杵郡時津町浦郷274番地1
氏名 道路管理者 時津町長 吉田 義徳
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和2年4月2日から道路の存続する日まで

長崎県告示第348号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
熊本県熊本市南区江越1丁目14番10号
株式会社パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣
- 3 委託事務
パンフレット「老岐・原の辻遺跡」販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）長崎市川口町商業施設開発P J
長崎県長崎市川口町70番6
 - 2 届出の概要
-

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
J R 西日本プロパティーズ株式会社 代表取締役 大久保 憲一
東京都港区芝五丁目34番6号
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 10,558平方メートル
- 3 意見書の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・商業施設への来客車両が近隣敷地の駐車場に駐車する可能性についてどう対策を考えているかご教示ください。
 - ・市道浜口町川口町1号線は現状でも北郵便局への車両で混雑しており、商業施設の来店車両や商業車が来ると渋滞が慢性化し、通学路として非常に危ないと思います。交通整理でどうにかできるレベルではないと思うので国道206号側に車両出入口を設けることはできないでしょうか。
 - ・出店計画を拝見するに、北郵便局の駐車場出入口（市道川口町1号線）は来店/退店経路にも関わらず、交通量調査が実施されていない様に見受けられます。確実に実施するようお願いいたします。
 - ・来店予想客数を開示願います。駐車場が200台程度であるが、隣接する西洋館と店舗面積及び駐車可能台数の比較を提示してください。上記交通量調査の結果、駐車場待ちの渋滞が予想される場合は駐車可能台数を増やすよう計画を変更ください。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・荷物搬入のトラックなどが出入りする時間は子どもの登下校時を避けることは可能でしょうか。
 - ・西洋館裏側につながる車両出入口の安全対策を具体的に教えてください。
 - ・住民は今までの歩行者通路が塞がれたため、車両出入口前を歩行することになり、非常に危険にさらされることとなります。小さな子供がいる世帯が大半で、日中も（朝夕だけでなく）歩行者はいるので、もっと具体的な安全対策を提示していただきたい。朝夕や繁忙期だけでなく、常時警備員を配置するなどして欲しい。若しくは車両出入口から離れた位置に、バス停、電停への連絡通路を別途設けていただきたいです。
 - ・流入する車両の増加に伴い、店舗駐車場出入口周辺の道路～福砂屋角交差点の動線や設備、規制を抜本的に見直す必要があると考えます。警察や自治体とも協議し、例えば以下のような対策を講じていただきたくお願いします。
 - ①電車通り～店舗駐車場出入口前～トレディア駐輪場前～JR本線横（西洋館裏側の道）
 - ・歩道の設置（ブロックで一段上げた上で、ガードレールの設置）
 - ・歩道のみ緑色のカラーアスファルトにし、駐車場入口の車と歩行者の導線が交差する所を黄色にするなど、子どもでも歩道と車道が認識できる対策
 - ・常時一方通行化（今は時間帯一方通行）
 - ②福砂屋角の交差点
 - ・信号機、横断歩道の設置
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - (4) 防災・防犯対策への協力
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・夜になっても店内BGM等が流れてこないよう対策を講じていただきますようお願いいたします。
 - (6) 廃棄物に係る事項等
 - (7) 街並みづくり等への配慮等
 - (8) その他
 - ・飲食店舗の排気口からの臭い、喫煙所の排気等周辺住民に影響のないよう対策を講じていただきますようお願いいたします。また、害虫発生に対しても臭気同様対策をお願いします。
 - ・開店後、想定外の渋滞、騒音、事故等のトラブル発生が予想されるが、定期的に近隣住民の意見を聴取する場を設けていただきますようお願いいたします。
 - ・4階まで駐車場になるとのことですが、のぞき見対策を講じていただきますようお願いいたします。
- 4 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県壱岐市石田町印通寺浦469番地69

中村 清

長崎県壱岐市石田町池田東触984-4番地

平田 清一

(2) 加入区

石田町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

石田町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県壱岐市石田町印通寺浦176番地

石田町漁業協同組合

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 飯盛開土地改良区

認可年月日 令和2年4月8日

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年4月21日

長崎県知事 中村 法道

1 特定役務の業務の名称

電子入札システム改修運用管理業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部建設企画課（技術情報班）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3023

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

令和2年3月27日

5 落札者

福岡県福岡市中央区長浜二丁目4番1号

東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社 支社長 本松 仁

6 落札価格

76,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

- 7 入札公告日
令和2年2月14日
- 8 落札方式
最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第10号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和2年4月21日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
大浦 裕美	浦上警察署の管轄区域	令和2年4月2日
千手 邦洋	相浦警察署の管轄区域	令和2年4月2日
新堂 清男	諫早警察署の管轄区域	令和2年4月2日

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
リ
ン
ト
弥